

1. 基本的方向

(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育

「環境教育等を通じて目指す人間像」に掲げた人間を育成するため、学校、地域社会、職場、並びに各種行事、ボランティア活動などの様々な場や機会において、年齢や生活のあり方等に応じた環境教育等が行われ、自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指します。

環境保全活動は私たちにとって決して縁遠いものではなく、誰でも日常生活の中から取り組めるものです。一人一人が、まず長崎県の現状を知ることから始め、長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動していくことを目指します。さらには、一人一人が周りの人と協力しながら身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

また、環境教育では、以下のことを重視して取り組んでいきます。

- ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- ・双方向のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと
- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・環境に関する問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと
- ・身近な環境保全活動に取り組むこと

(2) 協働取組の推進

環境教育等を推進するためには、学校、地域社会、事業者、行政が相互に協力して取り組む必要があります。環境教育等が、あらゆる主体の協働により効果的に取り組まれることを目指します。

また、協働取組の推進のために、以下のことに留意して取り組んでいきます。

- ・対等な立場と役割分担
- ・相互理解と信頼醸成
- ・調整役(コーディネーター)や促進役(ファシリテーター)の活用
- ・情報公開と政策形成への参画

(3) 人材の育成

環境教育の推進役として、学校においては教職員に、地域社会等においては地域等で環境教育等を実践する環境リーダーやNPO等に重要な役割が期待されます。

このため、環境教育等に取り組む教職員や環境リーダーの数の拡大や資質の向上、NPO等の基盤強化を目指します。

また、人材の育成にあたっては、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成を促進します。

(4) 拠点としての機能を担う体制の整備

各主体が効果的に環境教育等を実践できるようにするため、環境教育等に関する情報提供の場、環境教育等の活動の場、各主体が協働するための場など、拠点としての機能を担う体制を整備し、これらの拠点が有効に活用されることを目指します。

2. 各主体の役割

持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進するためには、次に掲げる5つの重要事項を、相手の年齢や生活のあり方等に応じて、各主体がそれぞれの立場で積極的に推進することが不可欠です。

○環境に対する関心を喚起する

○共通の理解を深める

○意識を向上させる

○参加意欲を高めさせる

○問題解決能力を育成する

(1) 学校の役割

持続可能な社会を構築していくためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要であり、学校は、家庭や地域とともにその役割を担う重要な場です。

学校は、限られた学習時間の中で児童・生徒が有意義な環境教育を享受できるよう取り組むことが大切です。

さらに、学校は地域社会と協働し、環境教育の推進に努めます。

大学は、学生に対する教育とともに、大学公開講座や出前講座など地域における環境教育の場として重要です。

幼稚園・保育園は、幼児が遊びや体験活動を通じて身近な環境に触れ合うことで、様々な気付きが得られるよう取り組むことが大切です。

(2) 地域社会の役割

家庭は、価値観や生活スタイルの形成にかかわる重要な場であり、このことは、環境教育に関わる重要なことからです。

環境問題について、日頃から家庭で話し合い、不要な電気機器のスイッチオフ、マイバッグの使用、エコマーク商品の率先購入、公共交通機関の利用、エコドライブなどに家族で取り組むことが重要です。

また、地域は、日常的に自然環境を学び、体験する場であるとともに、さまざまな世代や主体の交流と連携のもと、地域の環境リーダー等が中心となって、地域の特性を生かした「環境」をテーマとしたまちづくりなどを進めていく重要な場です。

さらに、近年、環境保全を目的とするNPO等の民間団体が増加しており、これらの団体と、学校、家庭、地域、事業者、行政等が協働して環境教育等の推進に努める必要があります。

(3) 事業者の役割

経営者は、従業員の環境保全活動への関心を喚起させ、参加意欲を向上させるために、環境教育等を行うよう努める必要があります。

また、太陽光発電などの環境教育関連施設などの公開や地域の環境ボランティア活動への参加、ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入など、積極的な取り組みが必要です。

(4) 行政の役割

県・市町は、学校や地域社会、事業者が環境保全のための具体的な行動や環境教育といったそれぞれの役割に取り組むための支援や、連携を促すための支援として、情報や資材の提供、体験の場の提供、人材の育成、ネットワークの構築などに取り組めます。

「関心の喚起→理解の深化→参加する態度・問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動を促す」という一連の流れを念頭におき、自然体験活動をはじめとした体験活動を継続的に実践することを中心に位置づけ、総合的かつ体系的に進めるための仕組みを構築します。

また、それぞれの場における取り組みが、他の場における取り組みにつながるよう留意するとともに、学校・地域社会・事業者・行政がその特徴を活かし、連携・協働しながら活動を展開すること、地域づくりやNPOの活動、事業者の社会貢献など関連する活動の間を有効につなぎ、環境教育等を効果的に進めることに留意して施策を進めます。

さらに、離島や大村湾・九十九島・平成新山などすぐれた自然環境やツシマヤマネコなどの貴重な生き物、中国・韓国・オランダとの地理的・歴史的つながりを示す生き物や文化遺産、調整池や干陸地が創出され新しい生態系の出現が見られる地域などの活用により、本県の特徴を活かした施策を展開します。

なお、国基本方針に基づく国の施策とも歩調をあわせ、本県の施策を進めます。

また、閉鎖性水域や全国第2位の長さを有する海岸線、美しい砂浜、森林などを地域の環境保全の意欲を高めるための共有の財産として活用しながら、日常生活での取り組みや環境保全活動への参加につなげるための情報を整理し、広く発信するとともに、各主体や場に即した情報提供や体験機会の提供・便宜の供与を目指します。

**共生の心を育み、
すべての人が学び・行動するために**

**施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進
及び環境教育の推進**

施策2 協働取組の推進

施策3 人材の育成

施策4 拠点としての機能を担う体制の整備

施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進

「環境教育等を通じて目指す人間像」に掲げた人間を育成するため、学校、地域社会、職場並びに各種行事、ボランティア活動などの様々な場や機会において、年齢や生活のあり方等に応じた環境教育等が行われ、自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指します。

また、環境保全活動は私たちにとって決して縁遠いものではなく、誰でも日常生活の中から取り組めるものです。一人一人が、まずは長崎県の環境の現状を知ることから始め、長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動していくことを目指します。さらには、一人一人が、周りの人と協力しながら身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。



【学校】

- 各教科や総合的な学習の時間、道徳、特別活動など、学校の教育活動全体を通して学ぶ内容を相互に関連づけながら、環境教育等の充実・促進を行います。
- 知識の習得にとどまらず、環境保全と改善に参加する意欲や態度を養い、行動できる思考力や判断力を育むため、ボランティア活動や自然体験活動、「しま」のよさを生かした体験活動などの体験的学習活動を充実します。
- 学校の生活において取り組めるプログラムや教材を整備し、児童・生徒に学校施設等を通しての体験の機会を与えるとともに、学校内外の環境教育関連施設を活用します。
- 環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。
- 環境アドバイザーや環境カウンセラー^{*}、地球温暖化防止活動推進員^{*}など地域の環境リーダーを活用します。
- 行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設の情報を活用します。

- 学校における環境教育等について、情報発信や情報交換を行います。
- 大学は、環境に関する研究を行うとともに、授業や大学公開講座、出前講座等を通じた環境教育等に取り組みます。
- 幼稚園・保育園は、幼児が身近な環境に触れ合うことで様々な気づきが得られるよう、遊びや体験的学習活動を実施します。

【地域社会】

- 公民館などにおいて、地域の自然環境を活かした環境教育等を行なうように推奨します。
- 地域についてよく知り、地域の良さを認識し、継承していこうという意識を醸成します。
- 知識の習得にとどまらず、省エネルギーの取り組みやリサイクル活動、環境美化活動など具体的な活動に結びつけるため、ボランティア活動や自然体験活動などの体験的学習活動を推進します。
- 環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設等の生活環境施設、及び研究機関等の環境教育関連施設を活用します。
- 環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。
- 環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。
- 行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設等の情報を活用します。
- こどもエコクラブや緑の少年団を活用し、行政と連携した子ども達への体験機会を提供します。
- 知識や技術を持つ人材は指導者等として協力します。
- 地域社会が取り組んでいる環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。
- 地域の環境の現状や課題について、住民に周知します。
- 行政と住民のパイプ役として、行政から提供される情報等を周知します。
- 家庭は、身近な環境保全活動に取り組むとともに、家庭内において環境教育を進めます。

【事業者】

- 環境に関する体験学習会等を開催し、環境教育等を推進します。
- 行政等が発信する環境に関する情報や、ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムも活用しながら、従業員に対する環境教育を行います。
- 従業員に対し、職場のエネルギー使用量やごみの量など職場の環境について現状や課題に関する情報提供するとともに、省エネやごみ減量化などの具体的なプログラムを実践します。
- 環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。
- 事業者が取り組んでいる環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。
- 知識や技術を持つ人材は指導者等として活動に協力します。
- 環境教育関連施設などを環境保全活動の場として提供します。
- 従業員が参加・協力しやすい環境を整備します。

【行政】

- 学校、地域社会、事業者と連携して、環境教育等に関する総合情報サイトを開設し、以下の情報を発信します。
 - 長崎県の環境の現状
 - 身近な環境保全活動の取組例
 - 環境教育・環境保全活動の事例集
 - 環境教育プログラム
 - 地域社会、事業者等と連携した環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の指導者の情報
 - 環境教育関連施設の情報
 - 学校、地域社会、事業者、行政の各種環境イベントの情報
 - 環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報
- 幅広い県民、事業者、環境団体等が日頃から環境に関する最新の情報に触れ、持続した環境教育等が実施できるよう、ながさきグリーンサポーターズクラブ（仮称）を創設し、メールマガジンの配信をします。
- 環境に関するイベント、キャンペーンを実施し、環境教育等を推進します。

- 長崎県地球温暖化防止活動推進センター等において環境学習講座を開催します。
また、ながさき県民大学において環境学習に関する講座情報を提供していきます。
- 環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成していきます。
- 環境教育等に率先して取り組んでいる団体等を表彰し、広くその取り組みを周知します。
- 学校、地域社会、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。
- 学校、地域社会、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの貸し出しを行います。
- こどもエコクラブの結成促進及び活動内容の充実を図るため、こどもエコクラブ全国事務局と連携し、環境教育プログラムの提供や活動内容の相談体制の整備を行います。
- 緑の少年団活動の支援を行います。
- グリーン・ツーリズム^{*}、ブルー・ツーリズム^{*}、エコツーリズム^{*}を推進します。
- 事業者のISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入を促進するとともに、従業員に対する環境教育を支援します。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
環境教育等の1団体当たり延べ参加者数	1,213人 （平成24年度）	1,400人 （平成30年度）

施策2 協働取組の推進

環境教育等を推進するためには、学校、地域社会、事業者、行政が相互に協力して取り組む必要があります。環境教育等が、あらゆる主体の協働により効果的に取り組まれることを目指します。



【学校】

- 他の主体との連携を進めるとともに、学校の活動についての情報を積極的に発信し、家庭や地域社会、事業者の協力を図るよう取り組みます。
- 地域社会、事業者、行政の環境教育等に積極的に参加・協力します。
- 学校支援会議などにおける学校、家庭、地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。
- 県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。

【地域社会】

- 他の主体との連携を進めるとともに、地域における取り組みなどの情報を積極的に周知し、学校や家庭、事業者の協力と参加を図るよう取り組みます。
- 学校、事業者、行政の環境教育等に積極的に参加・協力します。

【事業者】

- 他の主体との連携を進めるとともに、職場における取り組みなどの情報を積極的に周知し、他の主体の理解と協力を図るよう取り組みます。
- 学校、地域社会、行政の環境教育等に積極的に参加・協力します。

【行政】

- 学校、地域社会、事業者と連携して、環境教育等に関する総合情報サイトから情報を発信することで、各主体の協働の取り組みを支援します。
- ながさきグリーンサポーターズクラブ（仮称）のメールマガジンを活用し、各主体の協働の取り組みを支援します。
- 学校、地域社会、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。
- 各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。
- 「ながさき環境県民会議」^{*}など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進します。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
今後も協働取組を継続したいと考える団体の割合	83% （平成24年度）	90% （平成30年度）

施策3 人材の育成

環境教育の推進役として、学校においては教職員に、地域社会等においては地域等で環境教育等を実践する環境リーダーやNPO等に重要な役割が期待されます。

このため、環境教育等に取り組む教職員や環境リーダーの数の拡大や資質の向上、NPO等の基盤強化を目指します。

また、人材の育成にあたっては、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成を推進します。



【学校】

- 県教育センターの研修講座、教員免許状更新講習、「環境学習フェア」「環境教育指導者養成講座」等の研修を通して、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成します。
- 子ども体験活動の指導者養成に係る研修を実施するとともに、県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援します。

【地域社会】

- 研修会の開催や研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組めます。
- 行政が開催する研修会等への参加するとともに、行政と連携して研修会等を開催します。

【事業者】

- 研修会の開催や研修会への派遣などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組めます。
- 行政が開催する研修会等に参加するとともに、行政と連携して研修会等を開催します。

【行政】

- 環境教育等に関する総合情報サイトから、環境教育プログラムや環境教育・環境保全の活動事例集などの情報を発信し、ノウハウのスムーズな習得につなげます。
- ながさきグリーンサポーターズクラブ（仮称）のメールマガジンを活用し、環境リーダーの数の拡大を図ります。
- 各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。
- 環境教育等に関する総合情報サイトから、環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報などを発信し、環境教育等に取り組む団体の基盤強化につなげます。
- 地域社会や事業者等における知識や技術^{*}を持つ人材を「地域の達人」として「長崎県教育活動サポート人材バンク」に登録し、学校や生涯学習の場での活用を推進します。
- 市町社会福祉協議会が実施している「人材玉手箱」^{*}と連携するなど、環境教育等に取り組む団体等の人材確保を支援します。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
指導者が少ないことを課題と考える団体の割合	37% （平成24年度）	30% （平成30年度）
運営スタッフが不足していることを課題と考える団体の割合	24% （平成24年度）	15% （平成30年度）

※人材の育成を推進することで、「指導者が少ないこと」、「運営スタッフが不足していること」を課題と考える団体の割合を減少させる事を目指します。

施策4 拠点としての機能を担う体制の整備

各主体が効果的に環境教育等を実践できるようにするため、環境教育等に関する情報提供の場、環境教育等の活動の場、各主体が協働するための場など、拠点としての機能を担う体制を整備し、これらの拠点が有効に活用されることを目指します。



【学校】

- 太陽光発電や省エネルギー型空調設備の整備など、環境を考えた学校施設を整備し、環境教育の拠点として活用します。
- 学校林など学校が有するフィールドを整備します。
- 県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。
- 大学は、環境保全に関する研究を行うとともに、授業や大学公開講座、出前講座等を通した環境教育に取り組みます。

【地域社会】

- 公民館などにおいて、情報提供の拠点となるよう市町へ働きかけます。

【事業者】

- 事業所における取り組みを活用し、体験機会や、情報提供の拠点の一つとして整備します。

【行政】

- 環境教育等に関する総合情報サイトやながさきグリーンサポーターズクラブ（仮称）のメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を発信するなど情報のプラットフォームを整備します。
- 環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設等の生活環境施設及び研究機関等を体験機会の場として提供するとともに、説明等を行います。
- 学校林など学校が有するフィールドの整備を支援します。
- 生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる学校を、生物多様性モデル校^{*}として指定します。
- 本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供します。
- 自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）の活用を促進します。
- 公民館などにおいて、環境教育に関する講座が実施・充実するよう市町へ働きかけるとともに、学習成果が地域に活かされるよう支援します。
- それぞれの環境教育関連施設の特徴に応じた環境教育プログラムの作成を支援します。
- 学校、地域社会、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの貸し出しを行います。

この計画の継続的、効果的な推進のため、長崎県環境審議会^{*}(以下「環境審議会」という。)において、進行状況の点検などの進行管理を行います。

- ・県は実施状況及び目標の達成状況について、各主体の関係機関を通じて状況を把握し、環境審議会に報告します。
- ・環境審議会は、計画に基づく施策の実施状況について点検・評価を行います。
- ・県は、環境審議会の点検・評価結果とあわせて計画の推進状況を環境白書等を通じて公表するとともに、ながさき環境県民会議や21長崎県環境づくり推進本部と連携して各主体の参画による計画の推進に努めます。
- ・環境審議会の点検・評価結果や公表した結果に対する県民の意見等を参考に、今後の計画の推進に努めます。

また、社会経済情勢の変化や各種施策の進展状況などをふまえ、必要に応じて見直しを行います。

〈図23〉

